

北区役所視覚障がいのある職員に対するワークアシスト（事務補助）等の業務 会計年度任用職員要綱

（目的）

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、北区役所視覚障がいのある職員に対するワークアシスト（事務補助）等の業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（任用）

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

- （1）筆記試験
- （2）面接

（再度の任用）

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の状況、勤務実績等を勘案して判断するものとする。

（勤務時間等）

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- （1）勤務日数は週3日で、月曜日・水曜日・金曜日または月曜日・火曜日・木曜日とする。
- （2）勤務時間は午前9時から午後5時30分までのうち、本市が指定する7時間30分
- （3）休憩時間45分

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。